Okakenkyo News Letter

2026
11月
879号

岡山県建設業協会 会報

②令和８年度　建設業協会中国ブロック協議会意見交換会
⑧令和８年度（第58回）建設事業殉職者慰霊祭
⑨岡山県下建設業　景況レポート（７～９月分）
⑫岡山県下公共工事の動向（10月分）
⑯建退共だより
⑰法律相談コーナー
⑱建設業福祉共済団からのお知らせ
⑲建設業総合補償制度のご案内
⑳岡山県からのお知らせ



徳山神社［真庭市］（提供：岡山県観光連盟）

令和８年度
建設業協会中国ブロック協議会意見交換会

開催地：岡山県

10月２日（金）岡山市のホテルグランヴィア岡山において、令和８年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会が開催されました。

国土交通省から佐藤不動産・建設経済局大臣官房審議官、和田大臣官房技術審議官、田村大臣官房技術調査課長、早川大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長、伊勢不動産・建設経済局建設業課長、増田建設人材･資材大臣官房参事官、中国地方整備局から山本局長、三浦副局長、舛田企画部長、楠田建政部長、才木営繕部長、中国地方各県土木部長他が出席されました。

全建からは、今井会長、山崎専務理事等並びに中国五県建設業協会の会長、副会長他が一堂に会しました。

会議は、中国ブロック協議会会長の中村会長からの挨拶、来賓挨拶に引き続き、協議会からの提案議題について意見交換を行いました。



提案議題

1　公共事業予算の安定的・持続的な確保と国土強靭化の推進について

南海トラフ地震等の大規模地震に対する備えが叫ばれる中で、本年７月には令和８年熊本地震が発生、また全国各地で豪雨災害が頻発しており、防災減災、国土強靭化に向けた取組はますます重要性を増しています。

一方、トンネルや橋梁などの地域を支える社会インフラについても、全国で老朽化が進んでおり、国民生活に直結するインフラの老朽化対策と維持管理の重要性が改めて認識され、早急な対応が求められています。

昨年６月に閣議決定された第１次国土強靭化実施中期計画では、その事業規模は令和８年度を初年度とする５年間で20兆円強とされ、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については各予算編成過程で適切に反映されるものとされていますが、これらにより防災・減災対策やインフラの老朽化対策などが、今後、力強く推進されるものと期待しているところです。

しかしながら、国の公共事業予算は令和８年度国土交通省当初予算が６兆749億円で令和７年度当初予算に比べて1.02倍のほぼ横這いの中で、中東情勢の影響もあって資材価格上昇や人件費上昇、さらには熱中症対策費やＩＣＴ・ＤＸ化に伴う諸費用などの建設コスト増大により実質投資額が減少しており、地域建設業を取り巻く経営環境は一段と厳しくなっています。

こうした中、私たちには「地域の守り手」としての社会的役割を果たしていくことが引き続き求められていますが、そのためには、健全で安定した経営と体制を維持し存続していかなければなりません。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太の方針）においては、恒常的な施策については当初予算において必要な予算を安定的に確保するとの考え方が示され、令和９年度予算概算要求に盛り込まれましたが、まさに、地域建設業の将来を見据えた持続的な経営につながるものであり、大いに期待しております。

ついては、地域建設業が将来に向けた経営の見通しが立てられるように、国や各自治体におかれては、第１次国土強靭化実施中期計画に基づき、中長期的な事業計画の下での公共事業予算の当初予算での確保をお願いするとともに、ゼロ国債の活用等により事業執行の平準化を図り、年度当初から切れ目なく公共事業を実施できる環境を整備されるよう、また、地方活性化のため公共事業予算を地方に重点的に配分していただきますようお願いいたします。

２　不可抗力等に伴う価格変動に対する受注者の負担軽減及びスライド条項の運用について

令和５年４月に改正された公共工事標準請負契約約款（以下公共約款）第30条により、災害応急対策又は災害復旧に関する工事に限り不可抗力による損害については、発注者が全て負担されることとなりました。

しかし一方で、線状降水帯や大型台風などの異常気象が頻発しており、土砂災害特別警戒区域内の砂防堰堤工や急傾斜崩壊防止施設をはじめ、河川内工事や道路の大規模土工などでは、災害復旧工事と同様のリスクを伴いながら施工している状況です。

つきましては、災害復旧工事等以外の工事についても、不可抗力による損害に係る請負代金額の１％の受注者負担を撤廃していただくようお願いします。

単品スライド条項では、品目ごとに１％を負担しなければなりません。特に建築工事で顕著ですが、最近の中東情勢の影響により様々な品目が高騰していることから、１％の積み重ねにより受注者の負担は大きくなっています。

不可抗力の損害については、公共約款30条の６項で、数次にわたる不可抗力により損害合計が累積した場合、それぞれの損害ごとでなく、損害の累額から１％を引くこととなっています。

つきましては、スライド条項においても同様に、品目毎ではなく、全ての建設資材の変動分の総額でスライド条項の対象かどうかを判断し、受注者の負担が全体で請負代金の１％にとどまるよう柔軟な対応をお願いします。また、請負金額が大きいと１％でも受注者の負担は少なくありません。請負額の１％の負担について上限値額を設定したり、率を減らすなどの軽減策をお願いします。

ナフサを由来とする建設資材について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達を行った場合等により生じた必要経費を設計変更により計上する運用を導入していただきました。

しかしながら、未だ中東情勢の先行きが見通せないことや、その他の品目についても高騰が続いていることから、ナフサ由来の建設資材以外の資材についても同様の取扱いとするなど、柔軟な対応をお願いします。

３　地域建設業の持続可能な健全経営と災害対応力の確保について

公共建設投資について、施工余力が無いため不調不落工事が発生しており、これ以上の公共投資を行っても消化できないのではないかという議論がありますが、地方においては公共事業の発注件数が減少しており、現実と乖離した指摘と言えます。

現に、地域建設業者のうち、直轄工事を行わない、県・市町村の工事のみを受注している企業からは、仕事不足の声が上がっています。

特に市町村では、インフラへの新規投資はおろかメンテナンス経費の捻出も厳しい自治体もあり、それが事業量減少の一因にもなっています。

能登でも見られたように、高齢化、人口減の進む地域では県市町村レベルでの投資が少ないために建設業者が減少し、今後は特に初動時の対応が遅れがちになることが懸念されます。

不調不落工事が発生する主な要因としては、工事内容や金額、設定工期などが挙げられますが、原因調査を行えば、建設業界が置かれている現状の一端を入札結果の面から捉えることができるのではないかと考えます。

不調不落工事の原因調査や、民間・公共別、公共ランク別の手持ち工事量と経営の健全性、災害対応力の関係などについて分析を行い、必要な対策の検討をお願いします。

4　設計価格相当額での受注を可能とする入札制度について

多くの公共工事において、低入札価格調査基準価格や最低制限価格付近での落札が常態化しており、必要経費や適正な利潤の確保が困難な状況となっています。

また、低入札価格調査基準価格の算定に当たっては、直接工事費に含まれる労務費について算入率を100％とするなど、技能労働者の適正な労務費を確保するための措置が講じられています。一方で、労務費以外の経費については68％～95％という低い水準に設定されており、その結果、価格競争を助長する制度となっています。

さらに、資機材価格の高騰が続く中で、公共工事予算は横ばいで推移し実質的な事業量が減少していることから、受注競争は一層激化しています。このような状況が続けば、必要経費や適正な利潤の確保が一段と困難になるだけでなく、技能労働者への適正な賃金の支払いや下請企業への適正な請負代金の支払いにも支障を来すことが懸念されます。

つきましては、設計価格は適切な積算に基づき算出された実勢価格を反映する適正な価格であるとの考え方を踏まえ、設計価格相当額での受注が可能となるよう、予定価格の設定方法を含め入札制度の見直しについて特段のご配慮をお願いいたします。

５　建設業におけるＤＸの推進と環境整備について

建設業界では、担い手不足や技能者の高齢化が進む中、ＤＸの活用により、現場の生産性や安全性を高めることが喫緊の課題となっています。地方の建設業においても、３次元データの活用やＩＣＴ建機の導入から始まり、ドローンやＡＩを含め、最新のＤＸ技術を駆使しながら、遠隔施工・自動施工等に取り組む企業も出てきています。国土交通省によるi-Construction2.0では、2040年度に向けた省人化や生産性向上の目標が掲げられていますが、その目標達成のためには、地方の建設業を含め、より多くの現場でＤＸの活用がこれまで以上に展開されていく必要があります。

ＤＸ技術の普及や促進、人材育成のためにも、国のみならず、地方自治体においても、ＩＣＴ活用から遠隔施工に至るまで、ＤＸの活用が可能な工事の発注を推進していただきますようお願いいたします。

また、諸物価の高騰や労務費の上昇等による厳しい経営環境が続く中、ＤＸの導入や人材育成を進めることによる経営上の負担も増してきています。中小規模の工事においてＩＣＴを活用しても適正な利潤が確保出来るように、積算基準の見直しや必要な経費計上を進めていただくようお願いいたします。併せて、「建設市場整備推進事業費補助金」など、ＩＣＴ機器購入やＤＸ設備投資に対する支援制度も継続・拡充していただきますようにお願いいたします。

令和８年度（第58回）
建設事業殉職者慰霊祭



祭詞を読み上げる荒木会長

当協会では、建設労働災害の撲滅並びに建設工事現場において不幸にも殉職された方の御霊を慰霊するため、10月22日（木）午前11時より、岡山市中区にある建設事業殉職者慰霊碑前で、岡山縣護國神社の河野宮司を斎主として、令和８年度（第58回）建設事業殉職者慰霊祭を執り行いました。

647柱の御霊に対し、正副会長並びに理事、監事をはじめ参列者一同は玉串を捧げてご冥福をお祈りするとともに、建設現場における労働災害の根絶を改めてお誓いいたしました。



建設事業殉職者慰霊碑

岡山県下建設業

景況レポート（7月～9月）

西日本建設業保証㈱岡山支店

建設業景況調査とは

・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
・調査時期は、毎年３、６、９、12月です。
　例：６月調査の場合、今期実績は４～６月、来期見通しは７～９月分です。
・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
・全国版は、北海道建設業信用保証㈱、東日本建設業保証㈱と西日本建設業保証㈱３社による合同調査です。

B.S.I.について

＜B.S.I.とは＞

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）です。

＜B.S.I.の求め方＞

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良　い	10%	┐		
やや良い	15%	┘	良　い	25%
変わらず	45%	―	変わらず	45%
やや悪い	20%	┐		
悪　い	10%	┘	悪　い	30%
合　計	100%		合　計	100%

B.S.I.
＝（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した企業割合）×1/2
＝（25 － 30）×1 ／ 2
＝△2.5

＜B.S.I.の見方＞

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は０となります。

＜季節調整済のB.S.I.について＞

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

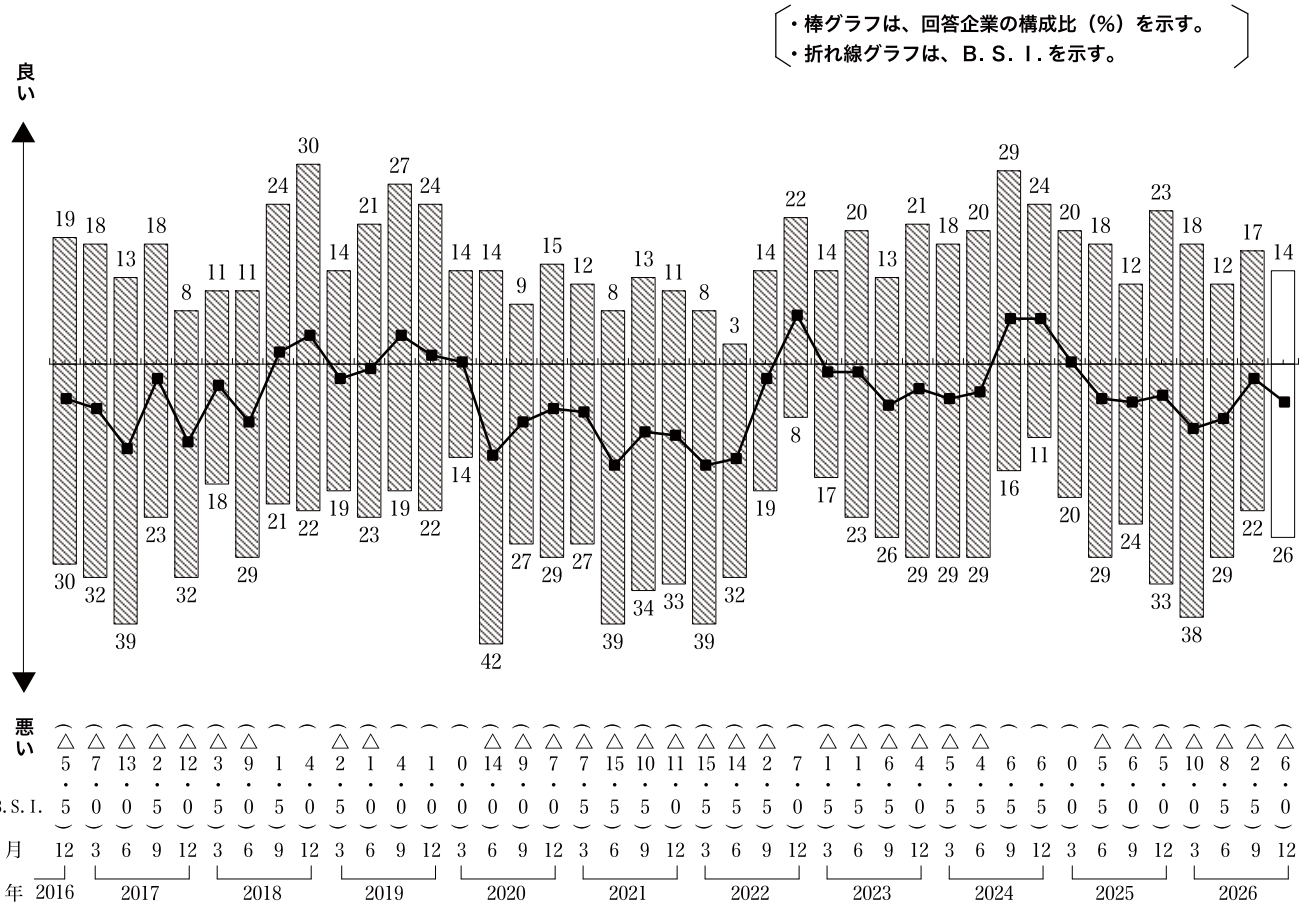
Ⅰ．岡山県の状況

１．概　　観

項目		前期	今期		来期	
		B.S.I.値	推移方向(前期比)	B.S.I.値	推移方向(今期比)	B.S.I.値
(1) 業況等	地元建設業界の景気※	△ 14.5	↗	△ 10.0	↘	△ 12.5
(2) 受注	受注総額※	△ 1.0	↘	△ 9.0	↘	△ 9.5
	官公庁工事※	△ 5.5	↘	△ 10.0	↘	△ 15.0
	民間工事※	△ 1.5	↘	△ 11.0	↘	△ 14.0
(3) 資金繰り	資金繰り※	△ 2.0	↗	2.0	↘	△ 4.5
(4) 金融	銀行等貸出傾向	△ 1.5	↗	1.5	↗	2.0
	短期借入金※	△ 4.0	↘	△ 5.5	↗	△ 4.0
	短期借入金利	19.0	↗	28.0	⇨	28.0
(5) 資材	資材の調達※	△ 23.5	↗	△ 9.0	↘	△ 11.0
	資材の価格	37.0	↗	38.5	↗	42.5
(6) 労務	建設労働者の確保※	△ 22.5	↘	△ 27.0	↘	△ 32.0
	建設労働者の賃金	24.0	↗	28.5	↘	25.5
(7) 収益	※	△ 15.0	↗	△ 4.0	↘	△ 14.5

(注)　・B.S.I.値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
　　・B.S.I.値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
　　・表中の※印は、季節調整項目を示す。

２．地元建設業界の景気



Ⅱ. 中国地区の状況

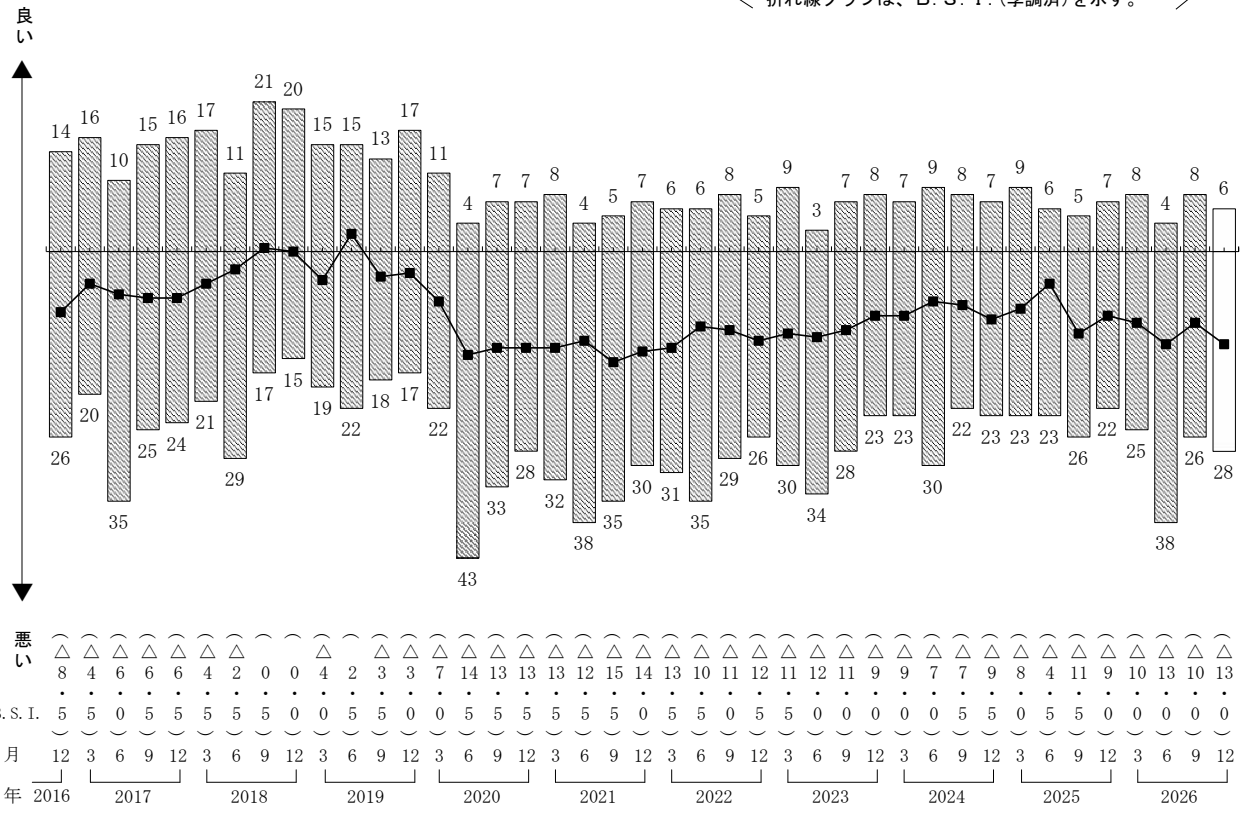
1．概　　観

項目		前期	今期		来期	
		B.S.I.値	推移方向（前期比）	B.S.I.値	推移方向（今期比）	B.S.I.値
(1) 業況等	地元建設業界の景気※	△ 13.0	↗	△ 10.0	↘	△ 13.0
(2) 受注	受注総額※	△ 9.0	↗	△ 7.5	↘	△ 10.5
	官公庁工事※	△ 10.0	↗	△ 8.5	↘	△ 13.5
	民間工事※	△ 9.0	↗	△ 6.0	↘	△ 10.0
(3) 資金繰り	資金繰り※	1.5	↗	3.0	↘	0.0
(4) 金融	銀行等貸出傾向	4.0	↗	5.5	→	5.5
	短期借入金※	△ 1.5	↘	△ 2.5	↗	△ 2.0
	短期借入金利	19.5	↗	24.0	→	24.0
(5) 資材	資材の調達※	△ 25.0	↗	△ 11.0	↘	△ 12.0
	資材の価格	39.0	↘	33.5	→	33.5
(6) 労務	建設労働者の確保※	△ 23.5	↗	△ 23.0	↘	△ 24.0
	建設労働者の賃金	27.5	↘	26.0	↘	23.0
(7) 収益	※	△ 9.5	↗	△ 4.0	↘	△ 10.0

（注）・B.S.I.値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B.S.I.値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2．地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比（%）を示す。
・折れ線グラフは、B.S.I.（季調済）を示す。



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
https：//www.wjcs.net/keikyo/

岡山県下公共工事の動向〈10月分〉

西日本建設業保証㈱岡山支店

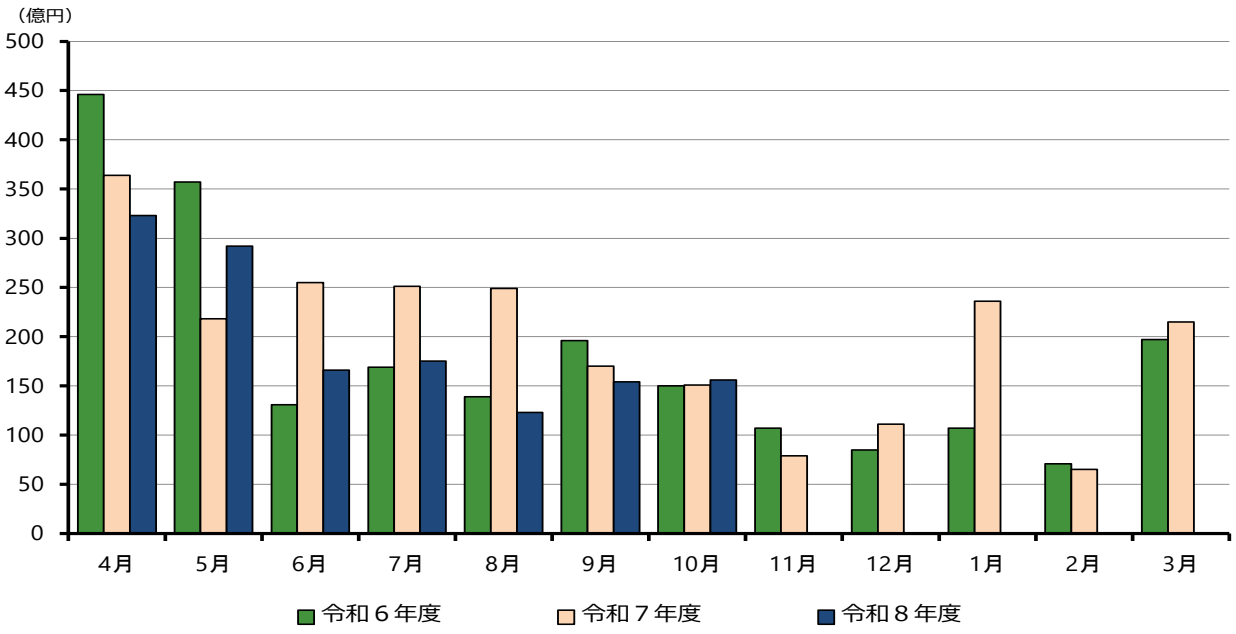
Ⅰ．単月（令和８年１０月）

１．全般の状況

（金額単位：百万円）

		件　数	請負金額	増　減		増減率	
				件　数	請負金額	件　数	請負金額
発注者別	国	18	2,284	7	1,166	63.6%	104.4%
	独立行政法人等	2	1,307	2	1,311	＜	―
	都道府県	190	3,967	▲16	▲318	▲7.8%	▲7.4%
	市町村	222	7,953	▲54	▲1,474	▲19.6%	▲15.6%
	その他公共的団体	4	161	1	▲148	33.3%	▲47.8%
合　計		436	15,673	▲60	538	▲12.1%	3.6%
令和７年度		496	15,135	43	64	9.5%	0.4%
令和６年度		453	15,071	13	▲1,399	3.0%	▲8.5%
令和５年度		440	16,470	▲61	2,464	▲12.2%	17.6%
令和４年度		501	14,006	▲13	▲2,058	▲2.5%	▲12.8%

月別請負金額の推移

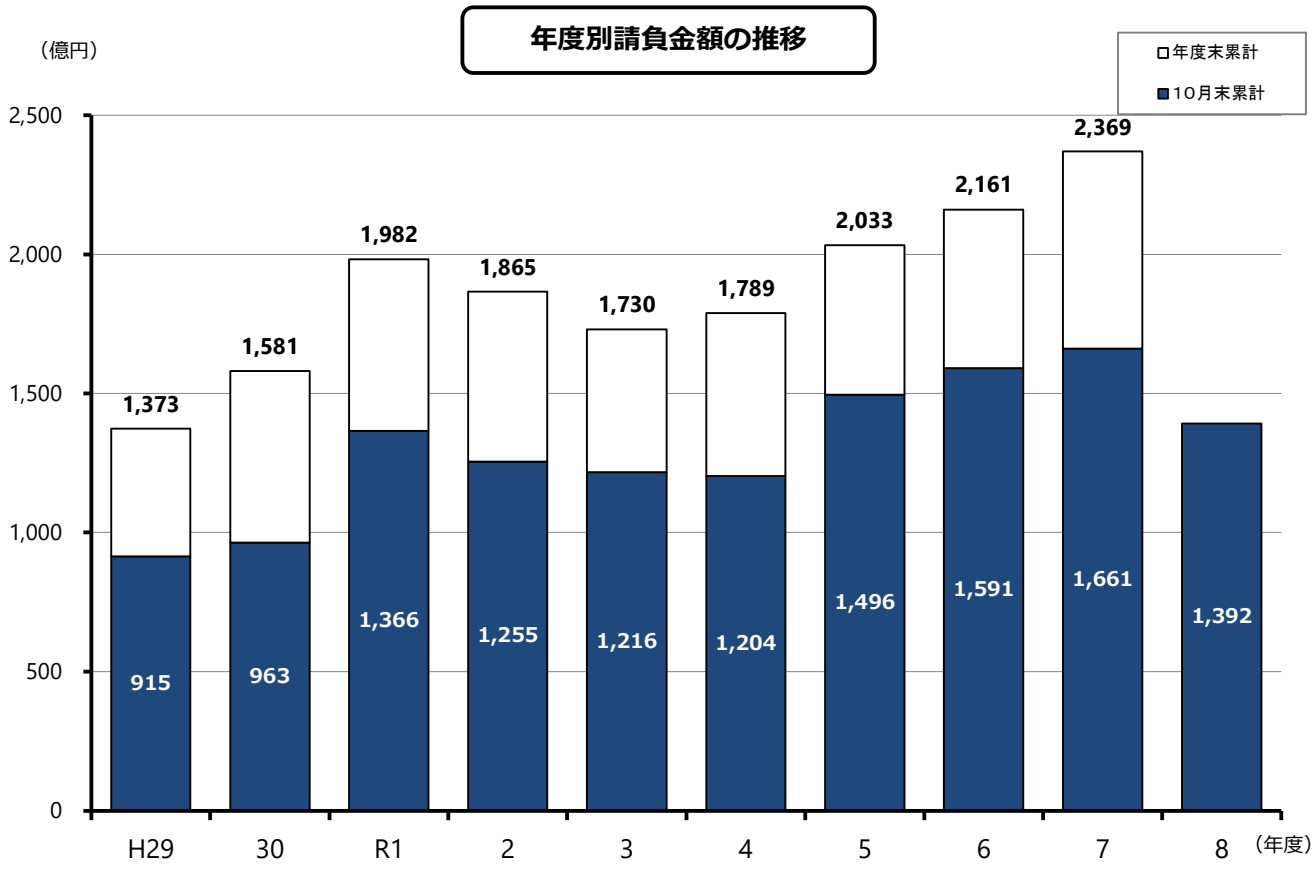


Ⅱ．累計（令和８年４月～令和８年１０月）

１．全般の状況

（金額単位：百万円）

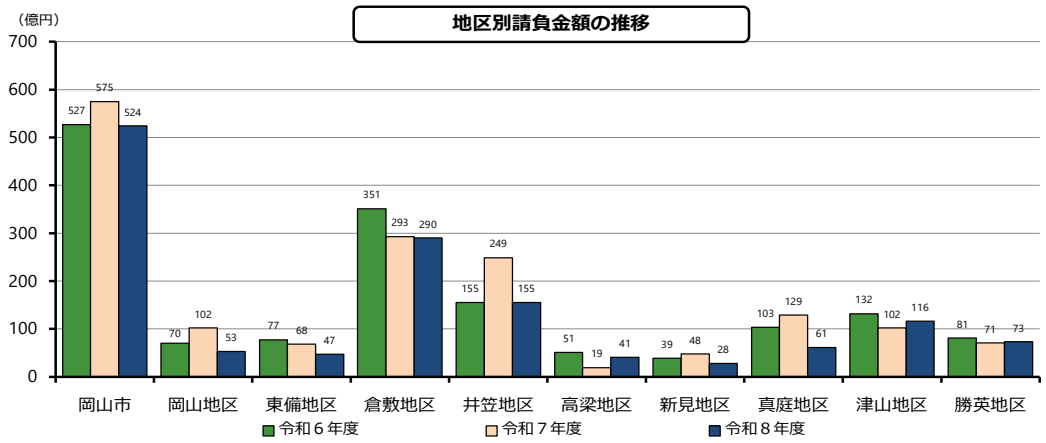
		件　数	請負金額	増　減		増減率	
				件　数	請負金額	件　数	請負金額
発注者別	国	146	16,539	19	▲1,004	15.0%	▲5.7%
	独立行政法人等	41	12,174	▲1	▲7,218	▲2.4%	▲37.2%
	都道府県	1,069	33,030	▲28	7,378	▲2.6%	28.8%
	市町村	1,234	73,943	▲153	▲10,781	▲11.0%	▲12.7%
	その他公共的団体	24	3,538	▲2	▲15,281	▲7.7%	▲81.2%
合　計		2,514	139,226	▲165	▲26,907	▲6.2%	▲16.2%
令和７年度		2,679	166,133	87	6,961	3.4%	4.4%
令和６年度		2,592	159,172	19	9,526	0.7%	6.4%
令和５年度		2,573	149,645	75	29,161	3.0%	24.2%
令和４年度		2,498	120,483	▲116	▲1,139	▲4.4%	▲0.9%



２．地区別・発注者別請負金額の状況（前年同期比）

（金額単位：百万円）

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山市	52,410	▲5,158	▲9.0%	国	5,183	▲1,768	▲25.4%
				独法等	2,383	▲900	▲27.4%
				都道府県	9,379	2,879	44.3%
				市町村	34,560	▲971	▲2.7%
				その他	902	▲4,397	▲83.0%
岡山地区	5,350	▲4,902	▲47.8%	国	373	▲708	▲65.4%
				独法等	0	▲496	－
				都道府県	1,447	156	12.1%
				市町村	3,529	▲3,642	▲50.8%
				その他	0	▲211	－
東備地区	4,752	▲2,107	▲30.7%	国	1,321	866	190.4%
				独法等	26	▲1,893	▲98.6%
				都道府県	1,728	194	12.7%
				市町村	1,596	▲1,354	▲45.9%
				その他	79	79	＜
倉敷地区	29,021	▲280	▲1.0%	国	3,237	159	5.2%
				独法等	563	▲1,428	▲71.7%
				都道府県	5,225	1,659	46.6%
				市町村	18,643	▲747	▲3.9%
				その他	1,352	76	6.0%
井笠地区	15,555	▲9,419	▲37.7%	国	4,952	498	11.2%
				独法等	1,461	750	105.6%
				都道府県	2,659	52	2.0%
				市町村	5,806	▲41	▲0.7%
				その他	676	▲10,679	▲94.0%
高梁地区	4,110	2,131	107.7%	国	0	▲144	－
				独法等	1,545	1,545	＜
				都道府県	1,531	673	78.5%
				市町村	1,033	57	5.9%
				その他	0	0	－
新見地区	2,868	▲2,029	▲41.4%	国	143	49	52.4%
				独法等	42	▲1,636	▲97.5%
				都道府県	1,752	188	12.0%
				市町村	865	▲662	▲43.4%
				その他	64	32	99.7%
真庭地区	6,142	▲6,772	▲52.4%	国	61	36	145.8%
				独法等	2,388	▲4,559	▲65.6%
				都道府県	2,439	302	14.1%
				市町村	1,253	▲2,552	▲67.1%
				その他	0	0	－
津山地区	11,639	1,399	13.7%	国	882	165	23.0%
				独法等	1,307	934	250.8%
				都道府県	4,737	1,539	48.1%
				市町村	4,558	▲826	▲15.4%
				その他	153	▲412	▲72.9%
勝英地区	7,373	230	3.2%	国	383	▲158	▲29.3%
				独法等	2,455	465	23.4%
				都道府県	2,129	▲268	▲11.2%
				市町村	2,094	▲40	▲1.9%
				その他	310	232	299.5%
合 計	139,226	▲26,907	▲16.2%	国	16,539	▲1,004	▲5.7%
				独法等	12,174	▲7,218	▲37.2%
				都道府県	33,030	7,378	28.8%
				市町村	73,943	▲10,781	▲12.7%
				その他	3,538	▲15,281	▲81.2%



３．資本金階層別の状況

（金額単位：百万円）

資本金	件　数	請負金額	増　減		増減率	
			件　数	請負金額	件　数	請負金額
１０００万円未満	261	5,717	18	350	7.4%	6.5%
５０００万円未満	1,772	57,196	▲167	▲8,290	▲8.6%	▲12.7%
１億円未満	227	10,783	▲38	▲1,450	▲14.3%	▲11.9%
３億円未満	76	6,590	12	3,137	18.8%	90.9%
中小計	2,336	80,287	▲175	▲6,253	▲7.0%	▲7.2%
５億円未満	18	2,296	0	1,977	0.0%	619.0%
１０億円未満	33	1,534	3	1,038	10.0%	209.7%
１０億円以上	87	14,438	22	▲14,360	33.8%	▲49.9%
大手計	138	18,269	25	▲11,344	22.1%	▲38.3%
共同企業体	40	40,669	▲15	▲9,310	▲27.3%	▲18.6%
合　計	2,514	139,226	▲165	▲26,907	▲6.2%	▲16.2%

４．工種別の状況

（金額単位：百万円）

工種	件　数	請負金額	増　減		増減率	
			件　数	請負金額	件　数	請負金額
土　木	1,590	67,328	▲174	▲8,101	▲9.9%	▲10.7%
建　築	187	26,005	▲37	▲19,205	▲16.5%	▲42.5%
電　気	145	8,989	13	▲5,169	9.8%	▲36.5%
管	75	5,173	▲10	▲6,109	▲11.8%	▲54.1%
測量・調査・設計	375	5,569	35	1,442	10.3%	34.9%
その他	142	26,158	8	10,235	6.0%	64.3%
合　計	2,514	139,226	▲165	▲26,907	▲6.2%	▲16.2%

建設業退職金共済制度普及功労者表彰について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建 退 共 岡 山 県 支 部
http://okayama-kentaikyo.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、10月の「建設業退職金共済制度加入促進月間」にあわせて、長年にわたり建設業退職金共済制度の普及・拡大、適正な履行の確保の促進に尽力し、建設労働者の福祉の増進に寄与した事業所に対し、理事長表彰を行っています。

今年度、岡山県内からは、支部推薦として、次の２事業所が受賞され、10月16日（金）に表彰伝達式を行いました。

なお、本部推薦として株式会社大本組も受賞されました。

受賞された事業所	中村建設工業株式会社	様（新見市唐松 2567-1）
	津山建設株式会社	様（津山市田町 37）
受賞された事業所【本部推薦】	株式会社大本組	様（岡山市北区内山下 1-1-13）



建設業界の皆様へ
建退共制度に
加入しませんか
福祉の増進と企業の振興のための
国の退職金制度です



加入できる事業主
建設業を営む事業主
対象となる労働者
建設業の現場で働く方
掛金は
一日320円

特 長
■ 法律に基づき運営される国が作った制度
■ 建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
■ 国の助成により掛金の一部が免除
■ 掛金は全額非課税(損金または必要経費に算入)
■ 複数企業で就業しても通算して退職金を支給
■ 加入の手続きは簡単

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業岡山県支部
TEL.086-225-4133 FAX.086-225-5392

（法律相談コーナー）

第197回　育成就労制度の転籍制限期間と建設業の外国人雇用

●相談内容●　当社では技能実習生を受け入れていますが、来年４月から「育成就労制度」が始まり、一定期間が経過すると本人の希望で転籍（転職）できるようになると聞きました。建設業ではその期間がどのように定められているのか、また会社として何に注意すべきか教えてください。

〇回　　答〇



弁護士　小林裕彦
（岡山弁護士会所属）

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成４年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

来年４月の育成就労制度の開始を前に、今回と次回の２回に分けて、建設業者が押さえておくべきポイントを解説します。

建設業における外国人雇用の現状

厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況（令和７年10月末時点）によれば、建設業で働く外国人労働者は20万6468人で、令和３年の約11万人から倍近くに増えています。そのうち技能実習生は11万9868人と、約６割を占めています。岡山県でも、外国人を雇用する事業所の約２割（727所）が建設業です。

技能実習制度は令和９年４月１日に育成就労制度へ移行するため、建設業は新制度の影響を最も強く受ける業種の一つといえます。

転籍制限期間について

育成就労では、一定の期間が経過すれば、本人の意向による転籍が認められます（技能試験や日本語試験への合格なども必要です。）。この期間（転籍制限期間）は分野ごとに１年から２年の範囲で定められ、建設分野は原則２年とされました。法務大臣と厚生労働大臣が定めた建設分野の運用方針では、技能の修得に相応の時間がかかること、工期が１年を超えることもあること、地方の離職率が高いこと、外国人の労働災害の発生率が他産業より高く、安全衛生教育に時間をかける必要があることが理由とされています。

もっとも、１年を超える制限期間を設定する受入れ企業には、１年目から２年目にかけて、協議会が毎年公表する昇給率以上の昇給が義務付けられます。逆に、受入れ企業が制限期間を１年とすれば、この昇給義務は課されません。ただし、就労期間に応じた昇給は別途求められます。

自社に合った期間の選択を

２年を選べば人材の定着を図りやすい一方、昇給の負担が生じます。１年とすれば昇給義務はありませんが、待遇や職場環境が他社より劣れば、早期に人材が流出するおそれがあります。いずれを選ぶにせよ、賃金規程や雇用契約書を新制度に合わせて見直しておく必要があります。

育成就労計画の認定申請は既に施行日前の受付が始まっています。受入れ体制の整備や雇用契約書・賃金規程の見直しなどでお悩みがあれば、ぜひ弁護士にご相談ください。

なお、次回は育成就労制度における「やむを得ない事情」による転籍とハラスメント問題について扱います。

（建設業福祉共済団からのお知らせ）



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

① 安全衛生用品の頒布

② 女性専用トイレ・更衣室導入費用に対する助成

③ 安全衛生推進者表彰　等

https://www.kyousaidan.or.jp/

建設共済保険　検索

詳しくはホームページをご覧下さい

公益財団法人 建設業福祉共済団
〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-2-8　虎ノ門琴平タワー11階
■取扱機関：一般社団法人岡山県建設業協会
〒700-0827　岡山市北区平和町5−10　建設会館2階
Tel. 086-225-4131　Fax. 086-225-5388

地盤崩壊危険補償特約のご案内



工事中の地盤崩壊事故に備えを！

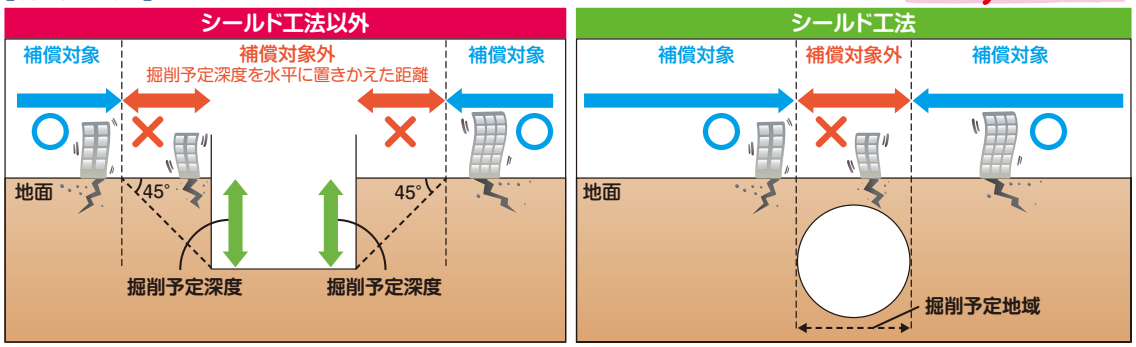
地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です！
しかも「地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償・ワイドプラス補償）」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額：1事故、保険期間中 1,000万円もしくは2,000万円（免責金額5万円）

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

【標準補償】

年間保険料 **39,000円**

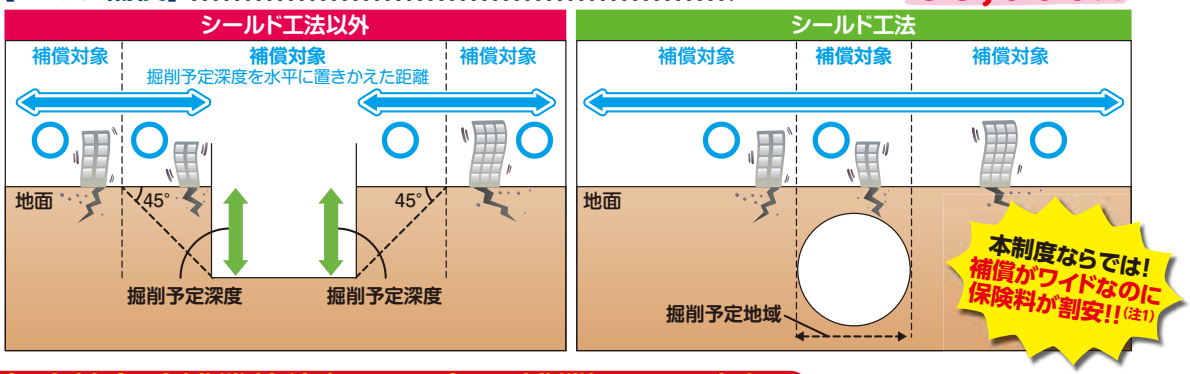


地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償）で安心！

【ワイド補償】

※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**



地盤崩壊危険補償特約（ワイドプラス補償）で更に安心！

【ワイドプラス補償】

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に**損害額の100%をお支払い**（注2）

ワイド補償にプラスした補償

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか？ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

（注1）団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。
（注2）縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先
一般社団法人 岡山県建設業協会
086-225-4133

制度幹事代理店
株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社

※このチラシは保険（請負業者賠償責任保険）の特約の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B26-900074 承認年月：2026年4月

（岡山県からのお知らせ）

高齢者交通安全県民運動

運動期間：令和８年４月１日～令和９年３月31日

◇スローガン◇

高齢者自身に対するもの　　「しっかりと　守ってお手本　交通ルール」

高齢者の保護に対するもの　　「ささえ愛　絆で守る　高齢者」

運動の重点目標

（１）高齢の歩行者に係るもの

○　横断歩道の利用と信号の遵守等、正しい横断方法の実践

○　ＬＥＤライト、夜光反射材等の活用の促進

（２）高齢の自転車利用者に係るもの

○　身体機能の変化に応じた自転車利用の重要性の周知

○　早めのライト点灯、夜光反射材、ＬＥＤライト等の活用の促進

○　自転車乗車時のヘルメット着用の促進

（３）高齢の運転者に係るもの

○　身体機能の変化に応じた運転行動の重要性及び安全運転相談ダイヤル「＃8080（シャープ　ハレバレ）」の周知

○　衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した安全運転サポート車及び後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の普及啓発

（４）高齢者の保護に係るもの

○　高齢の運転者・歩行者・自転車利用者の行動特性の周知

○　行動特性に応じた保護・誘導活動及び指導の促進

○　交通上危険な行動をとる高齢者を発見した際の保護

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

協　会　日　誌

8.10.　2　令和８年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会(岡山)
8.10.　5　第 13 回労務費の基準に関するワーキンググループ(東京)
8.10.　8　中間監査
8.10.16　令和８年度建設業退職金共済制度普及功労者表彰伝達式
8.10.16　正副会長会
8.10.22　令和８年度(第 58 回)建設事業殉職者慰霊祭
8.10.22　理事会
8.10.28　暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会



発行　**一般社団法人 岡山県建設業協会**　〒700-0827　岡山市北区平和町５番 10 号
TEL（086）225 - 4131　URL : http://www.okakenkyo.jp
FAX（086）225 - 5388　E-mail : info@okakenkyo.jp